

学校法人常磐大学役員退職金等支給規則

制 定 2019年11月28日 理事会
最近改正 2024年 5月30日 理事会

(趣旨)

第1条 学校法人常磐大学（以下「本学」という。）の役員の退職金等の支給については、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において、退職金等とは、理事長、常任理事、専任職員で理事である者および監事については退職金を、非常勤の理事および監事については、退職慰労金をいう。

(支給の対象)

第3条 退職金等は、学校法人常磐大学寄附行為（1951年3月3日。以下「寄附行為」という。）第5条に規定する役員に対して支給する。

(退職金等の支給)

第4条 退職金等は、支給の事由の生じた日から1カ月以内に、役員本人に支給する。ただし、死亡による退職の場合には、その遺族に支給する。

② 退職金等の支払は、支払日に役員（死亡による退職の場合はその遺族）が指定した金融機関の口座に全額振り込むものとする。

(退職金等の額)

第5条 退職金の額は、在職1カ月につき、退職の日におけるその者の役員報酬月額に100分の12.5以内の割合を乗じて得た金額とする。

② 退職慰労金の額は、次のとおりとする。ただし、特段の理由がある場合には、理事会の承認を経て支給額を変更することができる。

在職期間	退職慰労金
1年	10,000円

(退職金等の支給制限)

第6条 退職金等は、寄附行為第11条の規定により解任された場合には支給しない。

② 前項の規定にかかわらず、寄附行為第11号第1項第2号の規定による場合には、理事会の承認を経て支給することができる。

(遺族の範囲および順位)

第7条 第4条に規定する遺族の範囲および退職金等を受ける順位を、次の各号に掲げるとおりとする。

1 配偶者（婚姻届を出していないが、役員の死亡当時事実上婚姻関係にあった者を含

む。)

2 子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹で本人の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者

3 前号に掲げる者以外の親族で、本人の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者

4 子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹で、第2号に該当しない者

② 前項第2号および第4号に掲げる者の退職金等を受ける順位は、同号に掲げる順とする。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

③ 退職金等を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(在職期間の算定)

第8条 退職金等算定の基礎となる在職期間の計算は、役員となった日の属する月から退任した日の属する月までの月数による。

② 前項の在職期間のうち、心身の故障その他の理由により現実に職務に従事を要しない期間があったときは、その月数の2分の1に相当する月数を除した月数とする。

③ 退職慰労金において、第1項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てる。ただし、自己都合で退職する場合にあって、その在職期間が6カ月以上1年未満のとき、ならびに公務外傷病死亡および公務上傷病死亡により退職する場合にあって、その在職期間が1年未満のときは、それぞれ1年とする。

(再任等の場合の取扱い)

第9条 役員が任期満了の日またはその翌日において再び同一の役員または役職を異にする役員に任命されたときは、その者の退職金等については、引き続き在職したものとみなし、退職時に退職金等を支給する。この場合において、退職金等の基礎となる役員報酬月額については、役員を退職した日における額とする。ただし、役職を異にして任命された役員については、役員を退職した日における異なる役職の額とする。

② 本学の職員が在職中に役員に任命されたときは、その者の退職金については、学校法人常磐大学退職金支給規則(2015年11月26日)に基づき計算した額を職員退職時に支給するものとし、第5条に規定する額は支給しない。

③ 前項の場合において、職員を退職した日の翌日以降も役員の任期がある場合には、職員を退職した日の翌日を起点とし、第5条に規定する額を支払う。

(提出書類)

第10条 退職金等を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当する場合には当該書

類を理事長に提出しなければならない。

1 第6条第2項の規定による場合は、傷病の経過および現状を詳細に記載した医師の診断書

2 死亡による場合は、死亡者が除籍された戸籍謄本
(退職金等の支払いの差止め)

第11条 役員が刑事事件に関し起訴され、その判決確定前に退職をした場合には、退職金等の支払いについて、差し止めることができる。

(退職金等の返納)

第12条 退職した役員に対し退職金等を支給した後において、当該役員が在職期間中に役員たるにふさわしくない行為があったと理事会の議決により認められたときは、その支給した退職金等を返納させることができる。

附 則

1 この規則の改廃には、理事会構成員の過半数の賛成を必要とする。

2 この規則は、2020年4月1日から施行する。

3 この規則の改正条項は、2024年5月30日から施行する。